

割賦販売小委員会における検討事項（案）

1. クレジット取引の環境変化に応じた事項

- カード発行事業者のほか、加盟店契約会社や決済代行業者等、クレジットカード取引に介在する者が増加し、取引構造が複雑化する中で、適正な加盟店管理等をどのように実現していくか。

1. 1. 現状及び検討の方向性

(1) 消費者相談・苦情の傾向

平成20年の割賦販売法改正以降、クレジットカード取引に係る消費者相談・苦情件数は増加傾向にある。そのうち、包括信用購入あつせんに係る消費者相談・苦情件数は減少傾向にある一方、ここ数年のマンスリークリアに係る消費者相談・苦情件数は増加傾向（平成21年度：11,077件→平成25年度：22,063件）にある（なお、個別信用購入あつせんに係る消費者相談・苦情件数は、大幅に減少しており、平成20年改正が奏功したものと考えられる）。

消費者相談・苦情の内容を分析すると、与信取引そのものについての相談・苦情はほとんど見られない一方、カードを用いてなされた売買や役務提供等についてのもの、とりわけ、販売方法や解約に係るものが大部分を占めている。

(2) 取引構造の変化

従前、加盟店契約を自ら締結するカード会社は、そのほとんどが「包括信用購入あつせん業者」として割賦販売法の規制対象となっていることもあり、自主的な取組を通じて悪質加盟店の排除を実現してきた。

しかし、上記の相談・苦情の傾向からみると、こうした消費者トラブルの原因を生じさせるような、いわゆる悪質加盟店が増加していることが考えられる。

近年、電子商取引の急激な拡大（平成20年：6兆円→平成25年：11.2兆円）等に伴い、電子商取引分野を中心として、カード会社同様に加盟店契約を締結する主体又は当該契約の締結のための審査に関与する主体でありながら、割賦法の規制をほぼ受けていない、いわゆる決済代行業者が増加しており、決済代行業者が関与した取引についての相談・苦情件数も変動はあるものの一定数存在している。

以上によれば、近年のクレジットカード取引に係る消費者相談・苦情の増加傾向には、決済代行業者等、割賦法の規制を受けていない主体による加盟店契約の締結又は加盟店審査への関与と、それによる悪質加盟店の増加が一定程度寄与しているものと考えられる。

(3) 悪質加盟店とマンスリークリア取引

また、悪質加盟店はマンスリークリアのみを利用可能とする例が多く、このような実態に鑑みると、マンスリークリアに係る消費者相談・苦情件数の増加も、マンスリークリア取引そのものに問題があると言うより、むしろ、上記の取引構造の変化を背景として、マンスリークリアのみでカードを利用できる悪質加盟店が増加し

たことに主な原因があると考えられる。

- (4) 以上からすると、クレジットカード取引の安全・安心を確保するためには、カードの支払回数に関わらず、増加する悪質加盟店への対策が急務であると考えられる。

そこで、平成20年改正以降の環境変化や消費者相談・苦情の動向を踏まえた対応として、加盟店契約を締結する主体又は加盟店契約の締結のための審査に関与する主体を割販法上に位置づけ、加盟店管理に係る措置を義務づける等の措置を行うべきではないか。

1. 2. 加盟店契約を締結する主体又は加盟店審査に関与する主体の多様化に対する措置の内容

以上の観点から、加盟店契約を締結する主体又は加盟店審査に関与する主体について、その機能に着目して、以下のような措置を検討してはどうか。

- (1) 加盟店契約を業として締結する者に登録制又は届出制を検討してはどうか。
- (2) その上で、加盟店契約締結時に加盟店の实在確認等の確認を義務づけてはどうか。
- (3) また、以下のような体制整備を講じること等、一定の行為義務を検討してはどうか。
- ・イシューの苦情調査に対する協力体制又は苦情調査体制
 - ・加盟店審査等、加盟店契約に関する業務を第三者に委託する場合の管理体制
 - ・業務に関して取得したカード利用者の情報の管理体制 等
- (4) 上記各義務違反に対する措置をはじめとした改善命令について、「取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止」といった割販法の法目的を実現するために必要と考えられる監督を可能とする規定を検討してはどうか。
- (5) なお、加盟店契約を締結する主体を新たに割販法上位置づける場合には、認定割賦販売協会や加盟店情報交換制度の活用を含め、同主体に係る自主規制の在り方を検討すべきではないか。
- (6) さらに、苦情調査の実効性を担保するべく、加盟店に対しても苦情調査に対する協力を求めてはどうか。

1. 3. マンスリークリア取引について

- (1) 現行割販法上、包括信用購入あっせんの定義から「当該利用者が当該販売業者から商品若しくは権利を購入する契約を締結し、又は当該役務提供事業者から役務の提供を受ける契約を締結した時から二月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領すること」が除かれていることから、いわゆるマンスリークリア取引については、行為規制（支払可能見込額調査義務、書面交付義務等）や民事ルール（抗弁権の接続等）が適用されない。
- (2) これは、昭和59年改正以来、「クレジットを用いた誘引性、支払方法の複雑性を起因とした各種消費者被害が発生していることに鑑み各種行為規制、民事ル

ールについて定めているところ、二月払購入あっせんに関しては二月以内の支払であることから購入者等にとって誘引性が乏しく、一括払いであることから複雑性も乏しいことから各種行為規制等の必要性は乏しい。」と考えられてきたこと、すなわち、取引自体の誘引性及び複雑性の点において、マンスリークリア取引と分割払い又はリボルビング払いとの間に質的差異があると考えられてきたことによる。

- (3) 平成20年改正時にも産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会によって同様の考え方(「翌月払い(マンスリークリア)については、現金払い等と比較して消費者に対する誘引性が大きく分割払いと同様の誘引性があるとは考えられないことから、割賦販売法の適用対象とはしない。翌月払いに係る消費者トラブル対策については、前述のクレジットカード情報保護のための措置がなりすまし等の翌月払いに係るトラブル対策にも寄与すると考えられるが、引き続き、クレジットのみならずインターネット取引全般における消費者保護等の観点から、トラブルの実態を注視する必要があることを付言する)が示されている。
- (4) 近年、マンスリークリアにおける相談件数は増加しているものの、マンスリークリア取引件数自体も増加しており、取引件数に対する相談件数の発生率を見ると、包括信用購入あっせん取引及び個別信用購入あっせん取引の相談発生率には及んでいないというのが現状である。このため、包括購入あっせんに対する規制と同等の規制をマンスリークリアに対して当てはめる必要は必ずしもないと考えられるのではないか。
- (5) もっとも、現行割販法上も、客観的にみてマンスリークリアと包括信用購入あっせんを区別する実益がないと考えられるカード番号保護規定については、マンスリークリア取引も適用対象とされており、この論理に整合的である限りにおいて、マンスリークリアも含めたクレジットカード取引全体を規制対象とすることはあり得るのではないか。このような考え方からすると、上記の加盟店契約主体による加盟店契約締結時の確認や消費者トラブルの多い加盟店の管理に係る義務づけについては、マンスリークリア取引も含めたクレジットカード取引全体を規制対象とすることも考えられるのではないか。

1. 4. 移動可能端末等決済事業者について

(1) 移動可能端末等の利用

アクワイアラーや決済代行業者が、加盟店業務の1つとして、移動可能端末や装着によりスマートホン(以下「スマホ」という。)を端末化できる装置を提供し、サービスを提供している事例がある。

(2) スマホ等の支払デバイスとしての利用

また、近時、消費者自身がスマホ等にアプリをダウンロードし、スマホ等自体をクレジットカード等の支払デバイスの代替物として使用することを可能とするサービスも提供され始めている。

- (3) 上記(1)・(2)について、現在のところ、消費者からの苦情等が多いとい

う事実は確認できていないが、今後、ビジネスとしてどのような展開があり得るか、さらに、移動可能端末等決済事業者特有の問題として、どのような問題が生じるか、引き続き注視する必要があるのではないか。

1. 5. 国際ブランドについて

- (1) 現在、国際ブランドは割販法上位置づけられていない。
- (2) もっとも、外国法制においては、国際ブランド業務は、銀行業務の一環として位置づけられていることから、日本以外でブランド業務を展開しようとする場合には、免許取得等の規制対象とされている例がある。
- (3) 今後、根拠規定や実態等について調査を進めつつ、我が国におけるクレジットカード取引の健全化や消費者保護の観点から、国際ブランドの役割をどのように捉えるべきか、検討を進める必要があるのではないか。

1. 6. クロスボーダー問題について

- (1) 現在、インターネットの飛躍的発展により、消費者が海外ネット加盟店との取引をクレジットカードで支払うことが容易になるとともに、国内加盟店であっても、海外決済代行業者や海外アクワイアラーと契約することによって、消費者にカード利用できる環境を提供している例が増えている。これにより、国内消費者が海外の悪質加盟店や海外アクワイアラー等と契約関係にある国内悪質加盟店との間で取引を行い、トラブルが生じていることが指摘されている。
- (2) アクワイアラー・決済代行業者・加盟店が海外に所在する場合、現行の割賦販売法の規制が及ばず、イシューによる苦情調査等の実効性が希薄化しているという懸念が生じている。例えば、国内の加盟店との間で加盟店契約を締結するアクワイアラー・決済代行業者に対して、登録又は届出を求め、立入検査等の行政措置を規定し、登録又は届出を拒むような事業者に対しては、割販法違反として警告書を送付する等の対応を行う等、有効な対策の在り方を検討してはどうか。
- (3) また、電子商取引に係る相談件数の増加を踏まえ、例えば、アクワイアラー・決済代行業者を割販法に位置づけた上で、加盟店が行う通信販売について、契約関係を有するアクワイアラー及び決済代行業者についての表示ないし情報提供を求める等、有効な対策の在り方を検討してはどうか。

2. セキュリティ対策の強化について

○カード情報の保護強化

カード情報を保有する取引関係主体が増加している中で、カード情報保護に関して、イシュア・アクワイアラーからの間接的管理の実効性に懸念が生じているが、カード情報保護の義務主体や義務の内容・程度等を見直す必要はないか。

○カードの偽造防止、カード利用に係る本人認証等の在り方

カードの偽造防止のため、発行カードのIC化や読取端末のIC対応化をどのように進めていくべきか。また、カード利用時の、本人認証強化等、不正利用防止のための措置をどのように普及させていくべきか。

2. 1. カード情報の保護強化

(1) 「立替払取次ぎ」概念の見直し

いわゆるアクワイアラーにカード番号等保護義務を課すために平成20年に導入された「立替払取次ぎ」概念（35条の16第3項）であるがアクワイアラーの担う機能を適切に表現すべく、概念の修正を検討すべきではないか。

具体的には、アクワイアラーと実質的に同様の機能を果たしている一部の決済代行業者についても読み込めるような概念を検討してはどうか。その場合、近時いわゆる決済代行業者について、実務上「アクワイアラーの代理人」ではなく「加盟店の代理人」として構成されている旨が指摘されており、契約構成を変えることで容易な潜脱が行われないように留意する必要があると考えられる。

(2) 「クレジットカード番号等保有業者」の義務の強化

①決済代行業者のカード番号等適切管理義務

現行法上、決済代行業者の一部はクレジットカード番号等保有業者（法35条の16第4項3号）に該当し得る。もっとも、当該規定は、イシュア、アクワイアラー又は加盟店からカード番号等の取扱いの委託を受けた者という規定ぶりとなっており、それらからの委託を受けずにカード番号等の取扱いを行う者についてはそもそも適用がなく、潜脱の危険性があるのではないか。

また、仮に決済代行業者のうち情報の流れに関与する者に当該規定が適用されるとしても、その効果は委託者（イシュア又はアクワイアラー）に指導義務が生じるのみである。現在、多数の加盟店を有する決済代行業者がカード会社との関係で交渉力において優位に立っていることも指摘されており、カード会社による指導の実効性には懸念もある。

さらに、加盟店から委託を受けて決済代行業者がカード番号を取扱う場合でも、当該規定によればその決済代行業者の指導の責任を負うのはイシュア又はアクワイアラーとなってしまう、カード会社は委託関係がなく認識することすら困難な中で、決済代行業者に対する指導義務を果たさなければならないという状況に陥ることとなる。加盟店との関係でもカード会社の交渉力は必ずしも強くないことが指摘されており、「加盟店を通じた指導」に期待するのは自ずから限界があるの

ではないか。

これらの状況を前提とすれば、カード会社の指導によってカード番号等の適切管理を図るより、情報の流れに関与する決済代行業者自身にもカード番号等の適切管理義務を課した方が、法目的の実現を図る上で合理的といえるのではないか。

②加盟店のカード番号等適切管理義務

我が国における近時の大型のカード情報漏洩事件は、いずれも加盟店からの流出によるものである。

今後のPC・スマホを利用した電子商取引の拡大等を見据えると、カード取引における「番号等」の重要性は平成20年改正時よりも飛躍的に増大している。消費者の安全・安心を確保することは、消費者被害の発生防止につながるとともに、カード取引の健全な発達にも寄与するものと考えられる。

また、加盟店との関係でもカード会社の交渉力は必ずしも強くないことが指摘されており、カード会社による指導に期待するのは自ずから限界がある。

以上によれば、法目的の実現をより合理的に図るためには、法35条の16第4項を修正し、加盟店自身にカード番号等の適切管理義務を直接課すことを検討すべきではないか。なお、その際には、小規模加盟店の対応可能性にも配慮することが必要ではないか。

- (3) また、クレジットカード取引におけるセキュリティ強化の一環として、より適切な従業員教育や委託先指導の在り方等も検討すべきではないか。

2. 2. クレジットカードの偽造対策

(1) カードのIC化

- ① カードについては、磁気カードに比してICカードの方が偽造されにくいことが一般的に知られている。
- ② 我が国では、カード業界の自主的取組により、2016年までにカードのIC化率80%という目標を掲げ推進しており、現在、偽造カード被害額は減少傾向にあるが、IC化は60%程度に達してからは伸び悩んでいるとの指摘もある。
- ③ 他方、海外ではIC化を義務づけている国もあり、特にイギリス等ではIC化がほぼ完了していると言われている。また、アメリカにおいてもIC化の進展・加速化が見込まれている。
- ④ これにより、国内発行の磁気カードが外国で使用できない状況となりつつあるとともに、磁気カード偽造による不正被害が我が国に集中するのではないかの懸念も生じている。
- ⑤ 仮にカード業界の自主的取組に委ねることに限界があるのだとすれば、カードの更なるIC化対応を進めるための実効的な方策を検討すべきではないか。

(2) 決済端末のIC化

- ① 一般的に、カードがIC化したとしても、端末がIC化していない場合には磁気ストライプ情報により処理されることとなり、カードをIC化した効果が無いとされている。
- ② なお、端末については、支払の取扱件数で見ると、一般的にCAT端末及びCCT端末：POS端末＝3：7程度で、POS端末についてはほとんどIC化対応がなされていないとされている。
- ③ 端末のIC化については加盟店の判断によらざるを得ないところ、カード会社に比して加盟店の交渉力が強く、取組が進みにくいことも指摘されており、カード業界の自主的取組のみに委ねることには自ずから限界があると考えられる。
- ④ 流通業界等の自主的取組の動向を勘案するとともに、中小流通業者の対応可能性等にも配慮しながら、実効的な方策を検討すべきではないか。

2. 3. なりすまし等不正利用対策

- (1) 国際ブランドでは、非対面取引において3Dセキュアによる本人認証手段が推奨されているが、電子商取引の加盟店の中には費用負担や収益減の懸念から導入しない者も存在する。また、別の本人認証措置（ワンタイム・パスワード等）をとる者も存在するが、どの程度の認証が行われているかについては、各加盟店により多様である。
非対面取引における本人認証強化策の導入についても、加盟店の判断によらざるを得ないため、カード業界の自主的取組のみに委ねることには自ずから限界があると考えられる。
- (2) 対面でのカード利用にあっても、暗証番号等を用いた本人認証があり、IC化対応済みの加盟店にあっては、暗証番号の確認が行われることが多いと指摘されるが、今後も業界の自主的な取組とすることでよい。
- (3) 流通業界等の自主的取組の動向も勘案しながら、中小流通業者の対応可能性等にも配慮しながら、実効的な方策を検討すべきではないか。

3. その他の検討事項

3. 1. 個別信用購入あっせんにおける規制対象の見直しの要否

○教育ローンやリフォームローンに関する規制緩和要望について、どのように考えるか。

- (1) 平成20年改正において原則適用制に移行した趣旨を踏まえると、適用除外は、①他法令で同一趣旨の規制が課されているため二重規制を解消する必要がある、②現行法の適用除外規制と同様の考え方が成立する、といった例外的な場合に限って、検討し得るものではないか。
- (2) また、上記の検討の際、ローンの対象となる事業の許認可が他法令により課

されているのみでは足りず、割賦販売法が果たすべき規制目的が他法令により実質的に充足されているかどうかに関して、明確な説明及び根拠が必要である。さらに、例外的に割賦法の適用除外を検討する場合にも、除外とする義務の範囲については、個別具体的に検討すべきではないか。

3. 2. 取引の電子化に対応するための技術的事項

○ 割賦法上の各書面の電子化の可否について

隣接法領域との比較を踏まえ、割賦法上の各書面のうち、いわゆる書面一括法の制定時に電子化が見送られたものについて、電子化することは可能か。

○ 電子化が認められている書面のさらなる簡素化の可否について

既に電子化が認められている書面についても、さらに要件を柔軟化する等の見直しを行うことは可能か。

- (1) 書面一括法の制定時に見送られたもののうち、消費者からのクーリング・オフ申立書面（35条の3の10）については、消費者の便宜を図るという観点から、電子化を検討してはどうか。これを電子化した場合、クーリング・オフの行使が簡便となることにより、クーリング・オフを多く申し立てられた業者が、その対応コストを自らの商品に転嫁し、商品が高値になることで、市場論理によって淘汰される可能性があり、悪質加盟店排除という効果も期待できるのではないか。

もっとも、書面の発信状況の確認がとれるか否かについては技術的問題もあり得る。また、他法における取扱いと平仄をとる必要もあるのではないか。

- (2) また、既に電子化が認められた書面についても、移動端末によってカード利用できる環境が拡大しつつあることから、業界の要望等を勘案しながら、必要に応じて要件の柔軟化等を検討してはどうか。

以上